

□ 平成22年度 公的資金補償金免除繰上償還の概要

1. 公的資金補償金免除繰上償還とは

国の特例措置による地方の公債費負担軽減対策として、※公的資金からの借入金（市債）のうち、借入利率が5%以上の高利なものを繰上償還するにあたって、最終償還日までの利子に相当する補償金が免除され、現在の低い利率で借り換えることが可能となる制度です。

ただし、当該繰上償還を実施する条件として、市財政の健全化等の実現に向け徹底した行財政改革に取り組むことを前提とした財政健全化計画および公営企業経営健全化計画を策定し、国の承認（総務大臣および財務大臣）を受け、当該計画を公表する必要があります。

本市においても財政健全化に向け、平成19年度に当該計画を策定し、国の承認を得て、平成21年度まで当該繰上償還を実施してきました。普通会計、下水道事業、簡易水道事業及び上水道事業において、3年間で総額約28億6千万円の公的資金補償金免除繰上償還を実施し、利子負担を約7億2千万円軽減させることができました。

※ 公的資金：財政融資資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金

2. 平成22年度における制度改正

当該制度は平成19年度から平成21年度までにおける国の特例措置でしたが、深刻な地域経済の低迷と大幅な税収減という事態を踏まえ、更なる特例措置として3年間延長（平成24年度まで）されました。また、繰上償還の対象要件も拡大され、利率5%以上の残債で前回対象外であったものも、新たに繰上償還できるようになりました。

ただし今回も、当該繰上償還を実施するためには、行財政改革への新たな取り組みを盛り込んだ財政健全化計画および公営企業経営健全化計画を策定（前回策定した計画の延長）し、総務大臣および財務大臣の承認を受け、当該計画を公表する必要があります。

3. 本市における公的資金補償金免除繰上償還

更なる公債費負担の軽減による財政健全化に資するため、普通会計および水道事業会計（上水道）において、新たに公的資金補償金免除繰上償還を実施します。そのため、別添のとおり財政健全化計画および公営企業経営健全化計画（延長計画）を策定し、総務大臣および財務大臣の承認を受けましたので、これを公表します。

なお、今回は普通会計と水道事業会計で総額約4億円の公的資金補償金免除繰上償還の実施を予定しており、約6千万円の利子負担軽減を見込んでいます。

4. 本制度に係る財政健全化計画および公営企業経営健全化計画（延長計画）のポイント

- 延長計画を策定した会計：普通会計及び水道事業会計（上水道）
- 計画期間：平成22年度から平成26年度（5年間）
前回計画は平成19年度から平成23年度まで。3年間延長します。
- 主な健全化方針
 - 普通会計
 - ・ 定員管理の適正合理化による人件費の削減
（人件費 平成22年度 3,759百万円 → 平成26年度 3,322百万円）
 - ・ 事務事業の見直し、維持管理経費の効率化等による行政運営経費の削減
（物件費 平成22年度 2,356百万円 → 平成26年度 2,170百万円）
 - ・ 本制度の活用や普通建設事業抑制による公債費負担の健全化
（公債費 平成22年度 3,658百万円 → 平成26年度 3,141百万円）
 - 水道事業会計
 - ・ 定員管理の適正合理化、維持管理経費の効率化等によるサービス供給コストの節減合理化
（収益的支出 平成22年度 637百万円 → 平成26年度 620百万円）

○ 平成22年度 公的資金補償金免除繰上償還実施一覧

(単位：千円)

| | 繰上償還額 | | | | 利子軽減 見込額 | 補償金 免除額 |
|-------|--------|--------|---------|---------|-------------|------------|
| | H22 | H23 | H24 | 合計 | | |
| 普通会計 | 67,156 | 2,849 | 22,760 | 92,765 | 14,980 | 0 |
| 上水道事業 | 0 | 71,468 | 231,731 | 303,199 | 45,860 | 43,633 |
| 合計 | 67,156 | 74,317 | 254,491 | 395,964 | 60,840 | 43,633 |

※ 利子軽減見込額は今後の借換債の借入利率等により変動します。

※ 補償金免除額は、財政融資資金を繰上償還する場合に利息相当分として本来必要支払わなければならないが、当該制度において免除される額です。今回、普通会計においては財政融資資金の繰上償還はないため、補償金免除額もありません。

※ 簡易水道事業、下水道事業については、前回（H19～H21）に5%以上の残債をすべて繰上償還することができたため、今回は対象となる残債はありません。

5. 各健全化計画および繰上償還における留意事項

- ・ 各計画とも、計画中の行財政改革による「改善額」が、補償金免除額を上回ることが必要です。ただし、会計間で改善額の流用は可能です。
- ・ 財政融資資金の貸し付けを受けて行った事業について繰上償還を行った場合は、当該事業について原則3年間財政融資資金による新規貸付が停止となります。
- ・ 計画が未達成となる場合は、繰上償還の中止や今後の新規事業において財政融資資金の貸付が制限される場合があります。

参考：旧制度における公的資金補償金免除繰上償還実施一覧

(単位：千円)

| | 繰上償還額 | | | | 利子軽減額 | 補償金 免除額 |
|--------|---------|-----------|---------|-----------|---------|------------|
| | H19 | H20 | H21 | 合計 | | |
| 普通会計 | 0 | 313,745 | 116,264 | 430,008 | 62,330 | 52,878 |
| 簡易水道事業 | 0 | 73,045 | 0 | 73,045 | 19,763 | 21,852 |
| 下水道事業 | 439,157 | 716,388 | 444,353 | 1,599,898 | 453,762 | 248,022 |
| 上水道事業 | 224,688 | 536,308 | 0 | 760,996 | 184,905 | 121,796 |
| 合計 | 663,845 | 1,639,486 | 560,616 | 2,863,947 | 720,760 | 444,548 |